平成17年度当初予算編成方針について

1 財政環境

(1) 経済情勢

・ わが国の経済情勢は、企業の収益の改善などに広がりがみられるとともに、個人消費も 持ち直すなど、回復状況にある。本市においても、緩やかな回復が見られる一方で、足 利銀行の一時国有化による、地域の金融・経済不安など、先行き不透明な状況が続いて いる。

(2) 国の動向

- ・ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」では,三位一体の改革について,平成 17 年度及び平成 18 年度に行う3兆円程度の国庫補助負担金改革のスケジュールや税源移譲の内容,地方交付税改革の方向性を,16 年度秋に明らかにし,年内に決定する予定である。
- ・ 「平成 17 年度予算の概算要求の基本方針」では,公共投資関係費などに係る地方公共団体への補助金を5%削減する。

(3) 本市の財政の見通し

・ 市税収入増が期待できるものの,国の三位一体の改革に伴う国庫支出金などの削減,扶助費などの増加等に伴う,厳しい財政運営が続いており,また,公債費負担比率の上昇など,財政構造の弾力性の確保が課題となっている。

本市の財政収支見通し(中期財政計画)

(単位:億円)

項目	H17 見込(A)	H16 当初(B)	増減 A - B	備考	
歳入総額	1,436	1,595	159		
特定財源	446	494	48	国庫支出金 11,県支出金 1,他 36	
一般財源	990	1,101	111		
市税	785	760	25	市民税 20,固定資産税 1,他 4	
その他	205	341	136	借換債 94,財政調整基金 25,	
				臨財債 10,交付税 1,他 6	
歳出総額	1,436	1,595	159		
消費的経費	1,218	1,357	139	(経常的経費+臨時的経費)	
うち一般財源	869	972	103	公債費 93,人件費 8,他 2	
投資的経費	218	238	20	(政策的経費)	
うち一般財源	121	129	8	(歳入一般財源) - (歳出消費的経費一財)	

2 予算編成への取り組み

- (1) 基本的な考え方
 - ・ 中期財政計画における財政収支試算に基づく財源配分
 - ・ 経常収支比率 80%台,公債費負担比率 15%以内の維持 経常的経費などの抑制,償還元金以内での市債の発行
 - ・ 行政評価の活用や決算の状況等の適切な反映
 - ・ 総合計画改定基本計画におけるリーディングプロジェクトに掲げた施策事業の推進
 - ・ 専門性や経済性の観点による,民営化や外部委託等の民間活力の活用

(2) 具体的な編成方法

- ・ 一般財源ベースによる「財源配分型」の予算編成 現行の税財政制度を前提として財源を見込み,国の予算編成後,「三位一体の改革」 に伴う税財源の変動を踏まえた必要な見直しを実施
- 枠配分対象事業の要求基準
 - 一般財源ベースで前年度当初予算計上額の95%以内の額
- ・ 各部の裁量の強化

部内調整枠の設定(枠配分事業の2%,市全体で5億円)

・ 合併に係る経費については,別途指示により見積り

(3) 編成スケジュール

説明会 : 平成16年10月 4日(月)

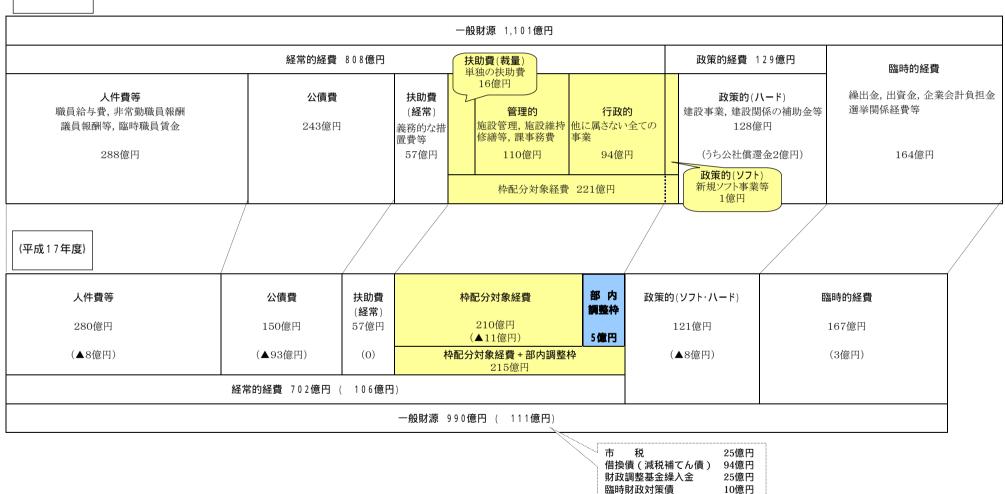
· 要求書提出 : 平成16年11月16日(火)

3 経費区分ごとの財源配分の枠組み

別紙参照

平成17年度当初予算における財源配分について(一般財源ベース)

(平成16年度)



平成 17 年度当初予算編成方針

我が国の経済情勢は、企業の収益の改善等に広がりがみられるとともに、個人 消費も持ち直すなど、回復状況にある。本市においても、緩やかな回復が見られ る一方で、足利銀行の一時国有化による、地域の金融・経済不安など、先行き不 透明な状況が続いている。

国においては「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」において、平成 17 年度及び平成 18 年度を「官から民へ」「国から地方へ」といったこれまでの改革を、より本格的な取組を行う「重点強化期間」と位置づけ、「地域の真の自立」を掲げ、「地方行革の推進」や「三位一体の改革」を着実に推進することとし、平成 17 年度及び 18 年度に行う 3 兆円程度の国庫補助負担金改革のスケジュールや税源移譲の内容、地方交付税改革の方向性を平成 16 年秋に明らかにし、年内に決定することとしており、また、地方自治体の行財政基盤を強化するための市町村合併を強力に推進することとしている。

これらを踏まえ、平成17年度予算の概算要求の基本方針では、地方への補助金等について、行政のスリム化等の観点から、制度改革を含め、聖域なく見直しを行い、整理・合理化を積極的に推進することとし、昨年に引き続き、公共投資などに係る国庫補助金について、前年度当初予算額の5%を削減するとともに、地方財政計画については、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせ、歳出規模を引き続き抑制し、地方団体の自助努力を促していくことを進めるため、地方交付税総額を抑制することとしている。

本市においては,市税収入増が期待できるものの,国の三位一体の改革に伴う 国庫支出金や地方交付税の削減,少子高齢化に伴う扶助費や物件費の増加等により,極めて厳しい財政運営が続いており,財政指標についても公債費負担比率が 上昇するなど,財政構造の弾力性を確保することが,喫緊の課題となっている。

また、市町合併を間近に控え、市民ニーズの拡大が予想されるとともに、行財

政運営の自律性や効率性,説明責任がますます求められている。

このような中にあって,本市が,今後とも真に必要な市民サービスの水準を確保しながら,将来に向けて持続的に発展するためには,健全で安定した財政を基本に,総合計画改定基本計画に掲げた施策事業を着実に推進し,まちづくりの目標である「ひとづくり」「くらしづくり」「まちづくり」の3つの視点から「個性豊かな魅力あるまち」の形成に向けて取り組んでいかなければならない。

このため,平成17年度の予算編成にあたっては,限られた財源の効果的・効率的な活用を基本に,行政評価に基づき,事務事業を抜本的に見直したうえで,下記により進めるものとする。

記

1 基本方針

平成 17 年度予算は,中期財政計画における財政収支試算に基づく財源配分を行い,以下の視点を踏まえ編成するものとする。

- ・ まちづくりに係る重要課題に的確かつ迅速に対応するため,改定基本計画 におけるリーディングプロジェクトに掲げた施策事業を中心に重点化を図る とともに,行政評価を十分に活用した施策の厳しい選択に努めるものとする。
- 「行政経営指針」に基づき,市民と行政が協働で行う都市経営を目指し, それぞれの事務事業について,行政と民間の役割分担を見直し,「民間にできることは民間へ」という考えを徹底するとともに,市民主体のまちづくりの観点から,地域や市民の自主性を尊重し行政の関与の見直しを図るものとする。

なお「外部委託の推進に係る指針」に基づき,専門性や経済性の観点から, 民間に委ねることが効果的な事業は,外部委託や民営化などによる民間活力 の活用を図るものとする。

・「財政運営指針」の目標である,経常収支比率80%台,公債費負担比率15%以内を維持するため,経常的経費の抑制や償還元金以内での市債発行等,「財政健全化に向けた取り組みについて」の具体化を図るものとする。

・ 行政評価の活用や決算状況の適切な反映等により,無駄の無い予算を目指すとともに,施策の根幹まで踏み込んだ見直し等,聖域のない抜本的な見直しを行うものとする。

2 予算要求に関する基本的事項

(1) 通年予算

健全財政を基調とした実行可能な通年予算として編成する。

なお,市町合併に要する経費は,別途見積りをすることとし,後日指示するので準備を進めること。

(2) 編成方法

当初予算の編成方法については,各部等の主体的な取り組みを反映し,権限と責任に基づく,「財源配分型」の予算編成とし,財政収支試算の推計額を基本に一般財源をベースとした枠配分額を設定する。

なお,今回の財源配分は,「三位一体の改革」による影響が今後明らかになることから,現行の税財政制度を前提に財源を見込み,配分したところであり,国の予算編成後,「三位一体の改革」に伴う税財源の変動を踏まえた必要な見直しを行うので,留意すること。

また,今年度から各部の裁量をより強化するため「部内調整枠」を設定する。

【平成 17 年度一般会計当初予算の一般財源見込みと配分内訳のとおり】

(3) 部内の調整

部長・次長・総務担当を中心に,部内における重点事業への優先配分や,すべての施策の徹底した見直しによる事業費の精査を行うとともに,部内調整枠を十分に活用し,枠配分対象予算については,必ず部内等で調整を完結したうえで要求するものとする。

なお,二つ以上の部,課にわたる事業の予算見積りについては,関係する 部課と十分協議を行ったうえで要求するものとする。

3 予算要求の基準

(1) 枠配分対象事業

枠配分対象事業については,一般財源をベースとして平成16年度当初予算計上額の95%以内の額とする。

各部の配分額については,前述の額に部内調整枠を加え,別途財政課から 各部に示達するので,示達額の範囲内で要求すること。

枠配分対象事業については、「細事業費」の事業区分のうち、「義務・裁量的事業」、「管理・経常的事業」、「行政・経常的事業」及び「行政・裁量的事業」とする。

(2) 枠配分対象外事業

「義務・経常的事業」、「政策・ハード事業」、「政策・ソフト事業」及び「臨時的事業」については、枠配分対象外事業とするので、下記の基準により要求すること。

ア 義務・経常的事業

(7) 人件費

各種審議会等の報酬を除く人件費については,所要額を要求することとするが,非常勤嘱託員については,人事課の査定結果を踏まえて要求すること。

(イ) 扶助費

法により義務付けられている扶助費については,<u>決算見込額をもとに</u>, 必要最小限の事業費をゼロベースからの積み上げにより要求すること。

(ウ) 賃 金

人事課の査定結果を踏まえて要求すること。

イ 政策・ハード事業

(7) 総合計画実施計画計上事業

総合計画実施計画において,平成17年度に実施することとして計上された建設事業については,建設単価やグレード及び規模等を再度精査したうえで,必要最小限の事業費で要求すること。

(イ) 上記以外の建設事業

実施計画に計上されない経常的な建設事業及び予算対応となった建設 事業については,極力抑制すること。

ウ 政策・ソフト事業

総合計画実施計画において,平成17年度に実施することとして計上された新規施策に伴うソフト事業については,対象者や実施手法等を再度精査したうえで,必要最小限の事業費で要求すること。

なお,実施計画に計上されていない施策事業については,予算要求を行わないこと。

工 臨時的事業

必要最小限の事業費をゼロベースからの積み上げにより要求すること。 なお、臨時的事業については、「行革関連」「隔年実施」「新規・通年化」 「債務負担行為の増加」「その他」の5つの区分に分類したので、指定した 区分に基づき要求すること。

また,特別会計の繰入金のうち建設事業に類するものは,一般財源をベースとして,政策・ハード事業と同様に扱うものとする。

4 予算要求に係る留意事項

(1) 歳入に関する事項

すべての歳入について,的確かつ確実な収入確保に努めること。また,市 税をはじめとする徴収金については,口座振替等により納期内納付を促進す るとともに,その徴収率の向上に最大限の努力を払うこと。

<u>なお,特定財源については,執行段階において不足することがないよう,</u> 的確な額を要求すること。

ア 市税

市税については,税制改正や景気の動向等を十分勘案することはもとより,課税客体を十分捕捉したうえで的確な額を要求すること。

イ 分担金及び負担金

分担金及び負担金については,事業の内容,受益の限度等を十分検討し, 負担の適正化に努め的確な額を要求すること。

ウ 国・県支出金

国・県支出金については,三位一体の改革等,更に厳しい状況にあるため,これまで以上に国・県の予算編成の動向を十分見極め,的確な額を要求すること。

工 財産収入

財産売払収入については,<u>未利用地や保留地の積極的な処分を図り</u>,財源の確保に努めること。

オ 市債

市債については,極力抑制することを基本とする。また,その活用にあたっては普通交付税に算入されるものに重点化しているので,財政課と協議のうえ要求すること。

(2) 歳出に関する事項

一般財源が前年度から減少することから,必要かつ緊急なものに限り要求すること。また,毎年定額で見込んでいる事業費についても見直しを行い抑制すること。

ア 物件費等

- (ア) 旅費については、出張の目的、効果、緊急度、日程等を十分検討し、 過去の実績にとらわれることなく、真に必要なものに限定して要求する こと。
- (イ) 消耗品費については、<u>在庫管理を徹底</u>するなどして、極力節減を図る こと。
- (ウ) 燃料費や光熱水費については,使用量を的確に把握するとともに,<u>な</u> お一層の省エネルギーに努め,削減を目指すこと。
- (I) 食糧費については、会議等開催の合理的な時間帯、人数等を設定し、 真に必要なものに限定して要求すること。
- (1) 備品購入費のうち,事務用備品及び<u>自動車の新規購入は原則として認</u> めない方針であるので留意すること。
- (カ) <u>イベントの開催については,効果等の観点から統廃合の方向で見直す</u> こと。

イ 維持補修費

施設等の維持補修費については,各施設の現状を十分に把握し,緊急性 や必要性等の観点から,適正な維持管理に努めるために真に必要なものを 要求すること。

ウ 委託料

システム開発や保守点検等の委託については,目的や必要性を十分に考慮し見直しを図ること。

調査研究や設計委託においては、職員自らが能力を発揮すべき業務については、安易に委託することがないよう、ゼロベースの視点で見直すこと。

工 補助費等

事務事業評価の活用を図り、補助金等の目的や効果を十分検証し、抜本的な見直しを徹底すること。なお、補助金等審査委員会の審査結果に基づき要求すること。

オ 扶助費

市単独の扶助費については,所得制限の導入等,各種手当やサービスの 見直しを図ること。

力 投資的経費

- (ア) 事業費の積算にあたっては、<u>市場価格の動向を反映した積算単価の見</u> 直しによる工事費の低減や設計 V E の導入等により公共工事のコスト 縮減に取り組み、事業量を確保すること。
- (イ) 施設整備にあたっては,施設の機能・役割を再整理し,<u>施設の規模や</u>整備水準の適正化を図るとともに,施設の長寿命化にも取り組むこと。
- (ウ) V F M の考え方に基づき, P F I 事業等の民間資金やノウハウを活用 した施設整備に取り組むこと。
- (I) 新規施設の建設にあたっては、<u>当面必要な規模や機能に限定し、既存</u> 施設の再利用や転用を図るとともに、新たな事業手法の活用を図ること。

(3) その他

ア 外郭団体における予算要求についても,本市の予算編成方針を徹底するとともに,提出された内容を精査し要求すること。

なお,今後,公の施設の管理運営に対する指定管理者制度の導入に伴い, 民間との競争が促進される状況を踏まえ,徹底した内部努力を進めるとと もに,独自財源の一層の確保に努めるなど,団体の自立的経営の実現に取 組むこと。

- イ 特別会計については、一般会計に準じ適正な負担の確保に留意し、収支 の均衡を図ること。
- ウ 公営企業会計については、企業的性格を十分に発揮して経営のより一層 の合理化を図るとともに、独立採算制の確保に努め、安易に一般会計の補助金に財源を求めることなく、事業の目的達成に努めること。

5 予算見積書の提出期限等

- (1) 提出期限及び提出先
 - · 平成 16 年 11 月 16 日(火)厳守 行政経営部財政課
- (2) 予算見積書の提出後に,必要に応じて行政経営部長のヒアリングを予定している。

^{*1} VE(バリュー・エンジニアリング): 品質を維持したまま建築費を下げるための技術

^{* 2} V F M (バリュー・フォー・マネー): 一定の支出に対して最も価値の高いサービスを提供する こと

^{*3} PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ): 社会資本整備などの公共サービスを民間部門の資金を導入して,民間事業者を中心に実施する方式

平成 17 年度一般会計当初予算の一般財源見込みと配分内訳

歳 入

(単位:百万円)

造 》15日	平成 17 年度	平成 16 年度	+# \cf:	
歳入項目	当初予算見込み	当初予算	増減	
市税	78,538	76,053	2,485	
地方譲与税等	2,229	2,173	56	
地方交付税	400	500	100	
繰入金	1,583	3,884	2,301	
市債	5,160	16,142	10,982	
その他	11,040	11,387	347	
計	98,950	110,139	11,189	

歳 出

(単位:百万円)

事業区分		平成 17 年度	平成 16 年度	# 注
		当初予算見込み	当初予算	増減
義	人件費等	27,993	28,778	785
務	公債費	14,963	24,297	9,334
的	扶助費	5,757	5,757	0
枠配分対象事業		20,953	22,112	1,159
部内調整枠		500	0	500
政策的事業		12,066	12,793	727
臨時的事業		16,718	16,402	316
計		98,950	110,139	11,189